

定年の引上げについて

総務部人事課

令和 年 月 日

目次

1	定年の引上げの概要	1
(1)	定年の引上げの概要	1
(2)	適用除外職員	1
2	定年退職日	3
3	定年の引上げ後の職務	4
(1)	定年の引上げ後の役職及び職務の級	4
(2)	定年の引上げ後の職務内容	5
4	定年前再任用短時間勤務職員(令和6年4月1日～)	6
(1)	任期	6
(2)	給与	6
5	60歳に達した職員の給与	7
(1)	給料月額	7
(2)	支給される給料及び手当	8
(3)	昇給	8
(4)	60歳に達した職員の平均給料月額見込(諸手当を含まない額)	9
(5)	60歳に達した職員の平均年収見込(給料及び手当)	9
(6)	退職手当	10

1 定年の引上げの概要

(1) 定年の引上げの概要

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員の定年が段階的に 65 歳まで引き上げられます。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされています。

《定年の引上げ》

職	現 行	引上げ後
医師及び歯科医師以外	60 歳	<u>65 歳</u>
医師及び歯科医師（特例定年）	65 歳	<u>70 歳</u>

《段階的な引上げ期間中の定年》

期 間	原 則	医師及び歯科医師 (特例定年)
現 行	60 歳	65 歳
令和 5 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月	61 歳	66 歳
令和 7 年 4 月 ~ 令和 9 年 3 月	62 歳	67 歳
令和 9 年 4 月 ~ 令和 11 年 3 月	63 歳	68 歳
令和 11 年 4 月 ~ 令和 13 年 3 月	64 歳	69 歳
令和 13 年 4 月 ~ 【完成形】	65 歳	70 歳

※〔例〕 令和9年4月～令和 11 年3月の期間に 63 歳に達した職員の定年が 63 歳

《定年引上げに伴う措置》

1 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢)の導入

- ・ 役職定年制(管理監督職勤務上限年齢)を導入し、管理監督職(管理職手当の支給対象職)は 60 歳で管理監督職から降任されます。(医師及び歯科医師を除く。)

2 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができます。
- ・ 任期は定年年齢に達した年度の 3 月 31 日までとなります。

【経過措置】

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職後から 65 歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みが措置されます。

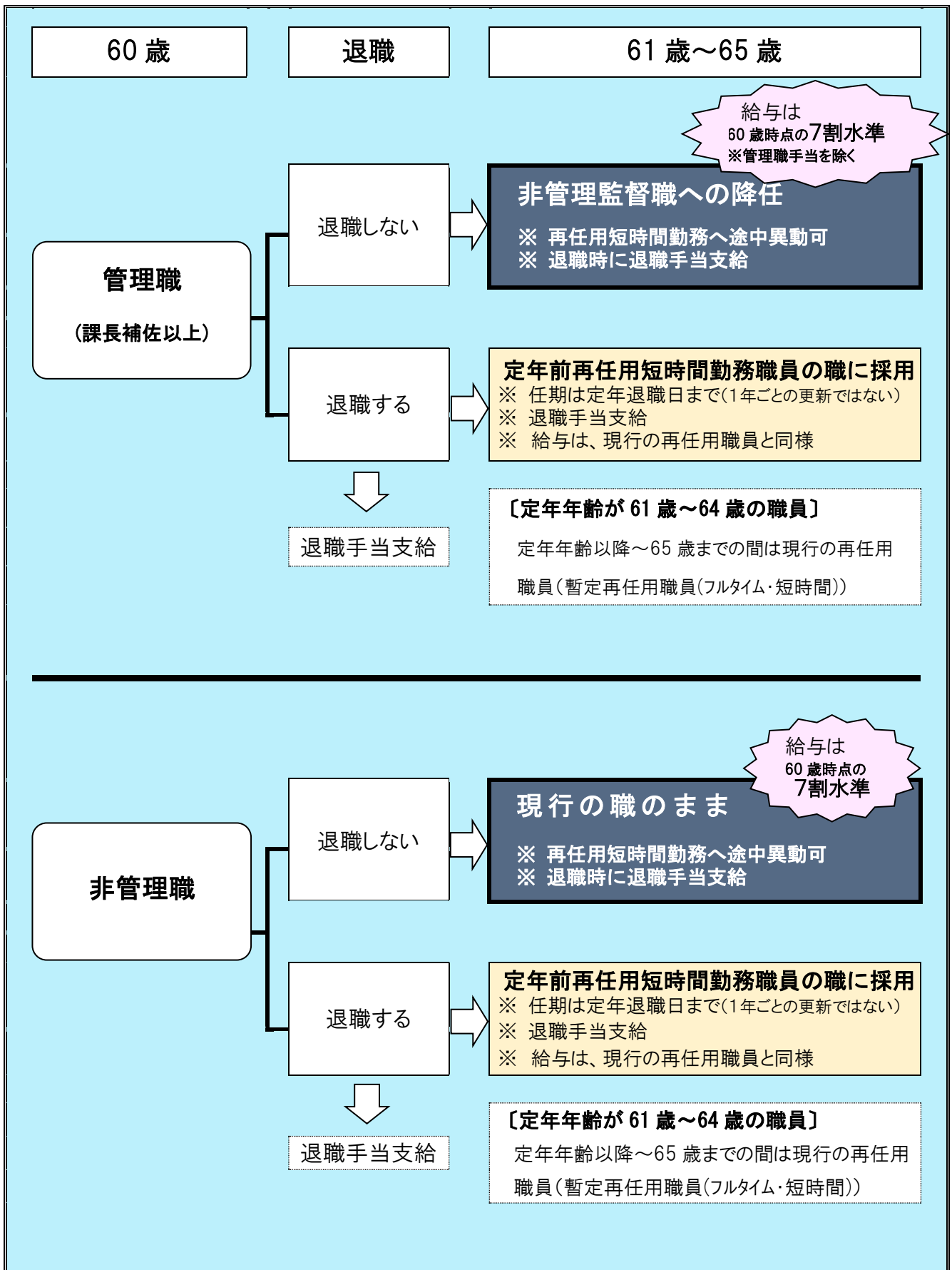
3 情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 任命権者は当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供を行ったうえで、60 歳以後の勤務の意思を確認します。

(2) 適用除外職員

会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員など、任期を定めて任用される職員には、定年は適用されません。

《60歳に達した職員の職の選択(本人の意向)・定年年齢引上げ後》



2 定年退職日

【段階的定年の引上げ】

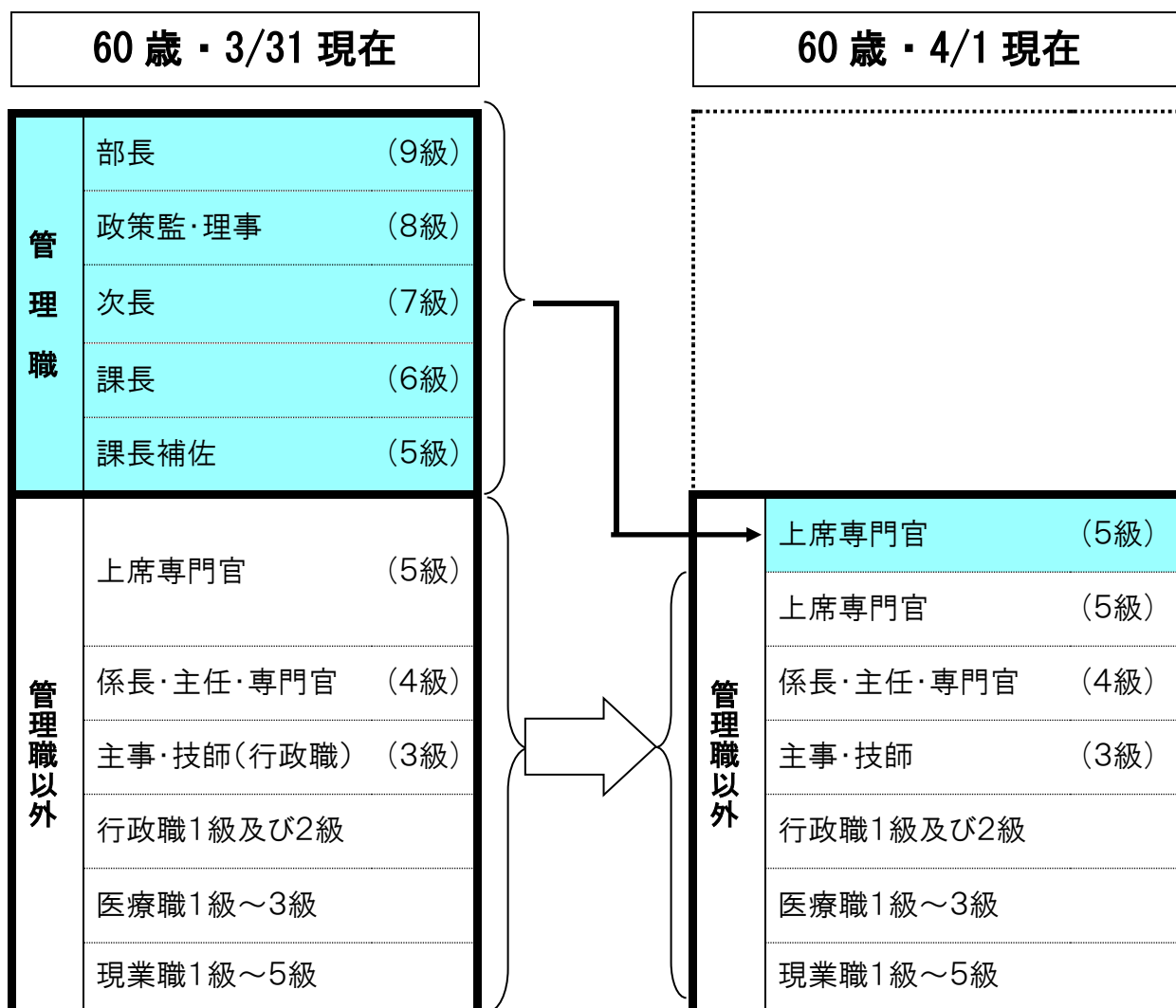
年 度→	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢→	60 歳	定年 61 歳		定年 62 歳		定年 63 歳		定年 64 歳		定年 65 歳	
S37. 4. 2~ S38. 4. 1 (R4 年度 60 歳)	60 歳 退職 手当	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳					
	再任用職員 (暫定再任用職員)										
S38. 4. 2~ S39. 4. 1 (R5 年度 60 歳)	59 歳	60 歳	61 歳 退職 正規 (退手) 再任用 短時間	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳				
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								
S39. 4. 2~ S40. 4. 1 (R6 年度 60 歳)	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳 退職 正規 退職 手当 再任用 短時間	63 歳	64 歳	65 歳			
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								
S40. 4. 2~ S41. 4. 1 (R7 年度 60 歳)	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 退職 正規職員 退職 手当 再任用 短時間	64 歳	65 歳		
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								
S41. 4. 2~ S42. 4. 1 (R8 年度 60 歳)	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳 退職 正規職員 退職 手当 再任用 短時間	65 歳	
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								
S42. 4. 2~ S43. 4. 1 (R9 年度 60 歳)	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 退職 正規職員 退職 手当 再任用 短時間
	退職 手当 ←		再任用職員 (暫定再任用職員)								

※ 再任用短時間……新制度の定年前再任用短時間職員

※ 暫定再任用職員…現行制度の再任用フルタイム職員及び再任用短時間勤務職員

3 定年の引上げ後の職務

(1) 定年の引上げ後の役職及び職務の級



《60 歳に達した職員の職務及び級号給》

管理職	管理職の職員は、定年年齢の引き上げ後は、現行の定年(60 歳)に達した日以後の最初の4月1日(「特定日」という。)から役職を降任し、職務の級も降任後の職務に応じた級・号給へ格付けとなります。
管理職以外	管理職以外の職員は、定年の引上げ後も、現行の定年(60 歳)に達した日以後の3月末時点の職務が4月1日以降もそのまま継続することとなります。 例えば3月末時点で専門官の行政職4級 93 号給の職員の場合は、4月1日以降も、職務は専門官で行政職4級 93 号給に位置付けられます。

(2) 定年の引上げ後の職務内容

職・職務等 給料表	定年延長				定年前再任用 短時間勤務 職員
	役職定年者		一般職		
	職名	職務内容	職名	職務内容	職務内容
行政職 及び 医療職(2)・(3)	上席専門官	正規職員と 同様の業務	係長	正規職員として、 60歳に達するまで と同じ業務に従事 配属先は人事異動 の発令により決定	これまでの再任用 短時間勤務職員 と同じ (任期は定年の 年齢まで)
			主任		
			上席専門官		
			専門官		
			主事・技師		
現業職			職長 ・ 士長	正規職員として、 60歳に達するまで と同じ業務に従事 することを原則とす る <u>ただし、加齢に伴う 身体機能の低下を 考慮して、業務内 容は配慮する</u>	
			班長 ・ 副長		
			班長補 ・ 副長補		※職長・士長、班 長・副長からの 離任意向確認

4 定年前再任用短時間勤務職員（令和6年4月1日～）

(1) 任期

採用日～定年退職日まで（65歳が定年の職員は65歳到達の年度の3月31日まで）

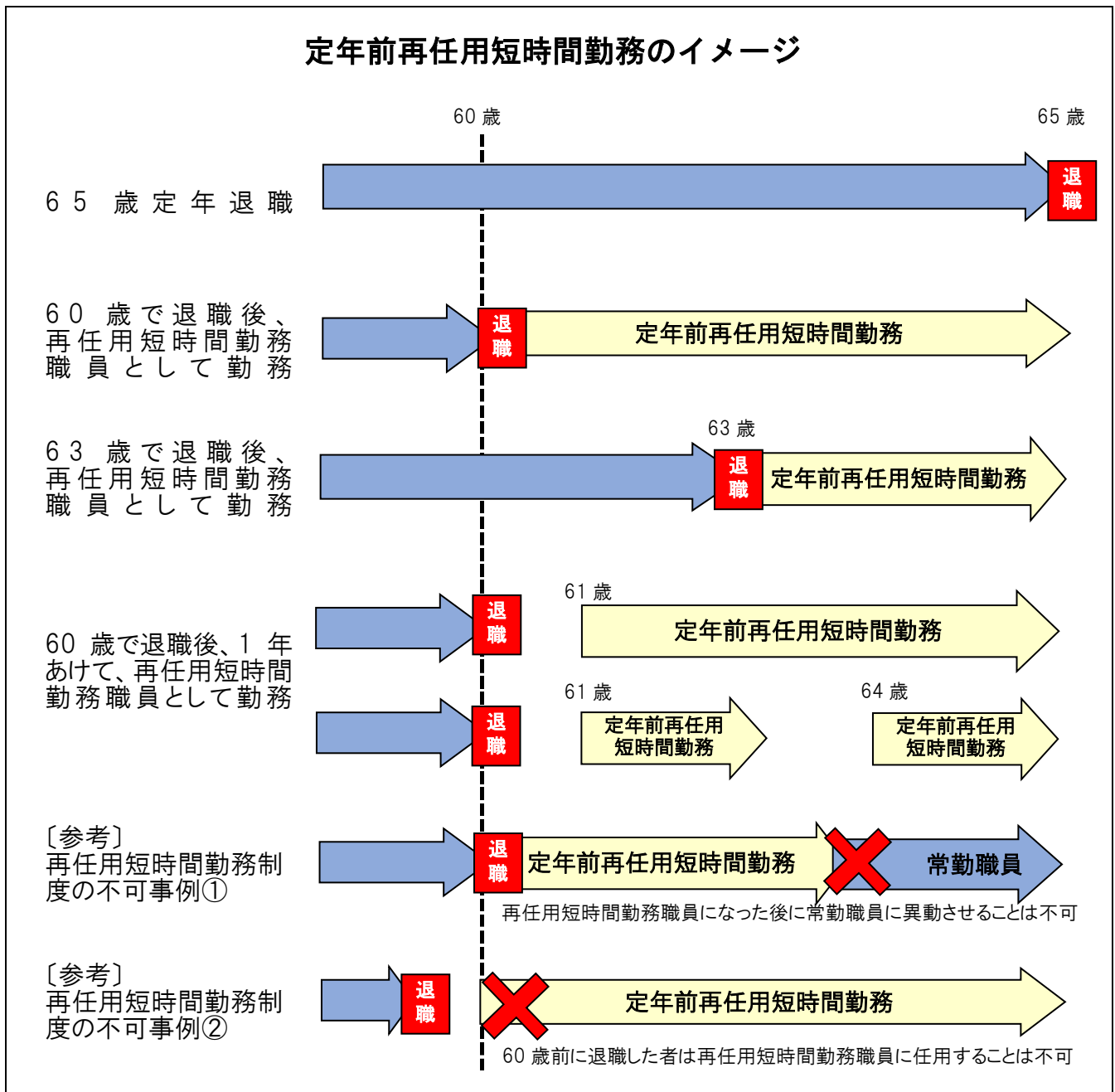
※ 現行の再任用制度と異なり、1年間の任期の更新ではなく、採用から定年退職日まで

※ 定年退職日の段階的引き上げ期間中は、当該退職日まで（61歳が退職日の職員は61歳）。
段階的引き上げによる退職日以降～65歳までは、現行の再任用職員制度（暫定再任用職員）として勤務可

(2) 給与

現行の再任用短時間勤務職員と同じ

【参考：イメージ図】



5 60歳に達した職員の給与

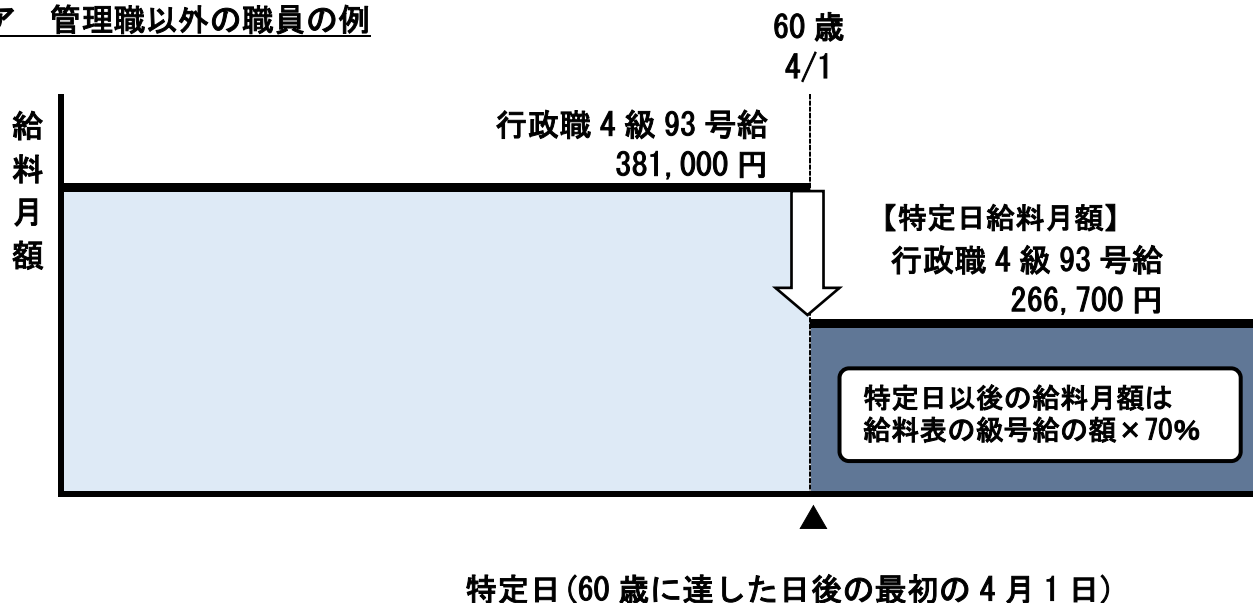
(1) 給料月額

現行の定年(60歳)に達した日以後の3月末時点の給料の7割となります。

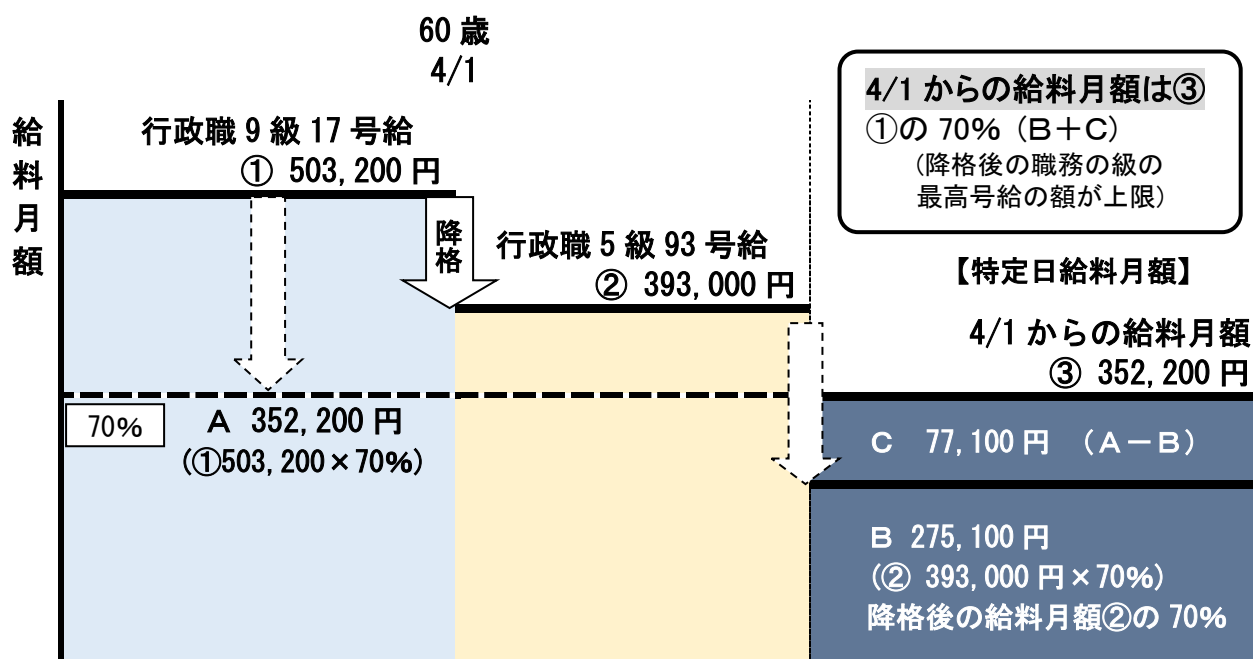
$$\begin{aligned} \text{特定日(4/1)給料月額} &= \text{3月末時点の給料月額} \times 70\% \\ \text{〔(例) } 266,700 \text{円} &= 381,000 \text{円} \times 70\% \text{〕} \end{aligned}$$

※ 現行のフルタイム再任用職員(3級)の給料月額 行政職の場合 255,200円

ア 管理職以外の職員の例



イ 管理職の職員の例



(2) 支給される給料及び手当

区 分	【新】60歳に達した 常勤職員	【新】定年前再任用 短時間勤務職員 (現行の再任用短時間)	【参考】 現行の再任用職員 (フルタイム)
給 料	60歳3/31給料×70% 〔例〕 行政職4級93号給の場合 381,000円×70% =266,700円	単一号給 (給料表の最下欄) 給料表額×週の勤務時間 /38.75時間	単一号給 (給料表の最下欄)
給料の調整額	60歳以前 の7割	○	○
初任給調整手当	○	×	×
管理職手当	—	—	○ (再任用職員の額)
管理職員特別勤務手当	—	—	○
地 域 手 当	○	○	○
時間外勤務手当	○	○	○
休日勤務手当	○	○	○
夜間勤務手当	○	○	○
期 末 手 当 (年間支給月数)	○ (2.4月)	○ (1.35月)	○ (1.35月)
勤 勉 手 当 (年間支給月数)	○ (1.90月)	○ (0.90月)	○ (0.90月)
扶 養 手 当	○	×	×
住 居 手 当	○	×	×
通 勤 手 当	○	○	○
単 身 赴 任 手 当	○	○	○
特 殊 勤 務 手 当	○	○	○
宿 日 直 手 当	○	○	○

※ 「○」は、支給される給料及び手当、「×」は支給されない給料及び手当

※ 「—」は、支給対象手当だが、管理職に対する手当のため対象者が想定されない手当。

※ 特例定年となる医師及び歯科医師は、65歳以降(定年70歳)も変更なし

※ 期末手当及び勤勉手当の支給月数は、令和4年4月1日現在

(3) 昇給

60歳に達した常勤職員は、勤務成績が特に良好以上である場合にのみ昇給(前年度の人事評価結果を活用)。昇給した場合の給料月額、昇給後の給号給の給料月額の7割の額。定年前再任用短時間勤務職員及び現行の再任用職員(暫定再任用職員)は単一号給のため、昇給なし。

〔昇給区分別昇給号数〕

昇給区分 職員区分	A区分 (極めて良好)	B区分 (特に良好)	C区分 (良好)	D区分 (やや良好でない)	E区分 (良好でない)
55歳以上の職員	2号給	1号給	0号給	0号給	0号給

(4) 60歳に達した職員の平均給料月額見込（諸手当を含まない額）

〔定年引上げ制度導入前の再任用フルタイム職員の給料月額との比較〕

給料表	①定年の引上げ後 (60歳時点の7割)	②現行の再任用 フルタイム勤務職員	差額 ①-② (増加額)
行政職	264,400 円	255,200 円	9,200 円
医療職 (2)	247,300 円	243,500 円	3,800 円
医療職 (3)	263,100 円	255,400 円	7,700 円
現業職	242,900 円	223,200 円	19,700 円

※行政職、医療職(2)及び医療職(3)は4級、現業職は5級(5-52)

(5) 60歳に達した職員の平均年収見込（給料及び諸手当）

〔定年引上げ制度導入前の再任用フルタイム職員の給与月額との比較〕

給料表	①定年の引上げ後 (60歳時点の7割)	②現行の再任用 フルタイム勤務職員	差額 ①-② (増加額)
行政職	4,700 千円	3,800 千円	900 千円
医療職 (2)	4,600 千円	3,700 千円	900 千円
医療職 (3)	4,700 千円	3,800 千円	900 千円
現業職	4,500 千円	3,400 千円	1,100 千円

※ 給料月額は、(4)の給料月額による年収見込

※ 年収は、給料、地域手当、期末手当(2.4月)、勤勉手当(1.9月)の合計

(6) 退職手当

常勤職員を退職した時に退職手当を支給

- ◎ 定年年齢前(65歳・段階的引上期間中は61歳～64歳)に退職した場合
- ◎ 60歳に達した日以後の最初の4月1日から再任用短時間となった職員
- ◎ 定年年齢前(65歳・段階的引上期間中は61歳～64歳)に再任用短時間勤務職員となった場合

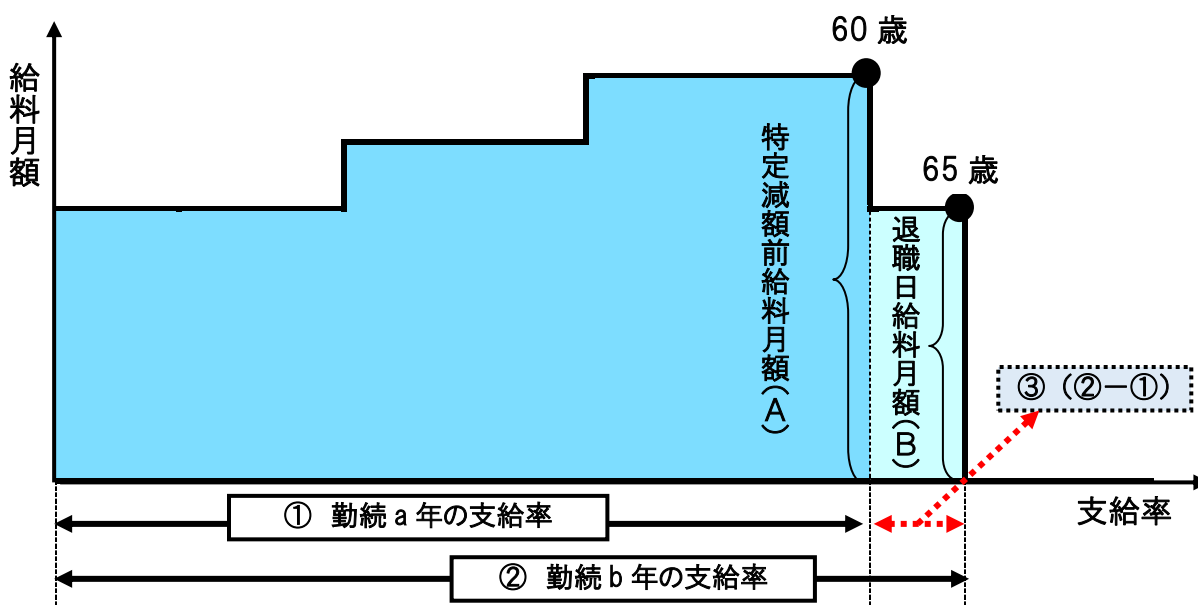
※ 60歳(医師及び歯科医師は65歳)に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定

【算出式】 退職手当 = 基本額 (退職日給料月額 × 支給率) + 調整額

・ 退職手当「基本額」 =

{ (A) 円 × ① 勤続 a 年の支給率 } +
 { (B) 円 × (② 勤続 b 年の支給率 - ① 勤続 a 年の支給率) }

・ 調整額 = 調整月額のうちその額の多いものから 60 月分の額を合計した額



【計算例】

・ 特定減額前給料月額(A)	行政職 6 級 50 号給	400,100 円
・ 退職日給料月額(B)	行政職 4 級 93 号給	266,700 円
・ ① 勤続 a 年支給率	勤続 32 年・定年退職	43.81695
・ ② 勤続 b 年支給率	勤続 37 年・定年退職	47.709
・ ③ 調整額		2,016,000 円と仮定

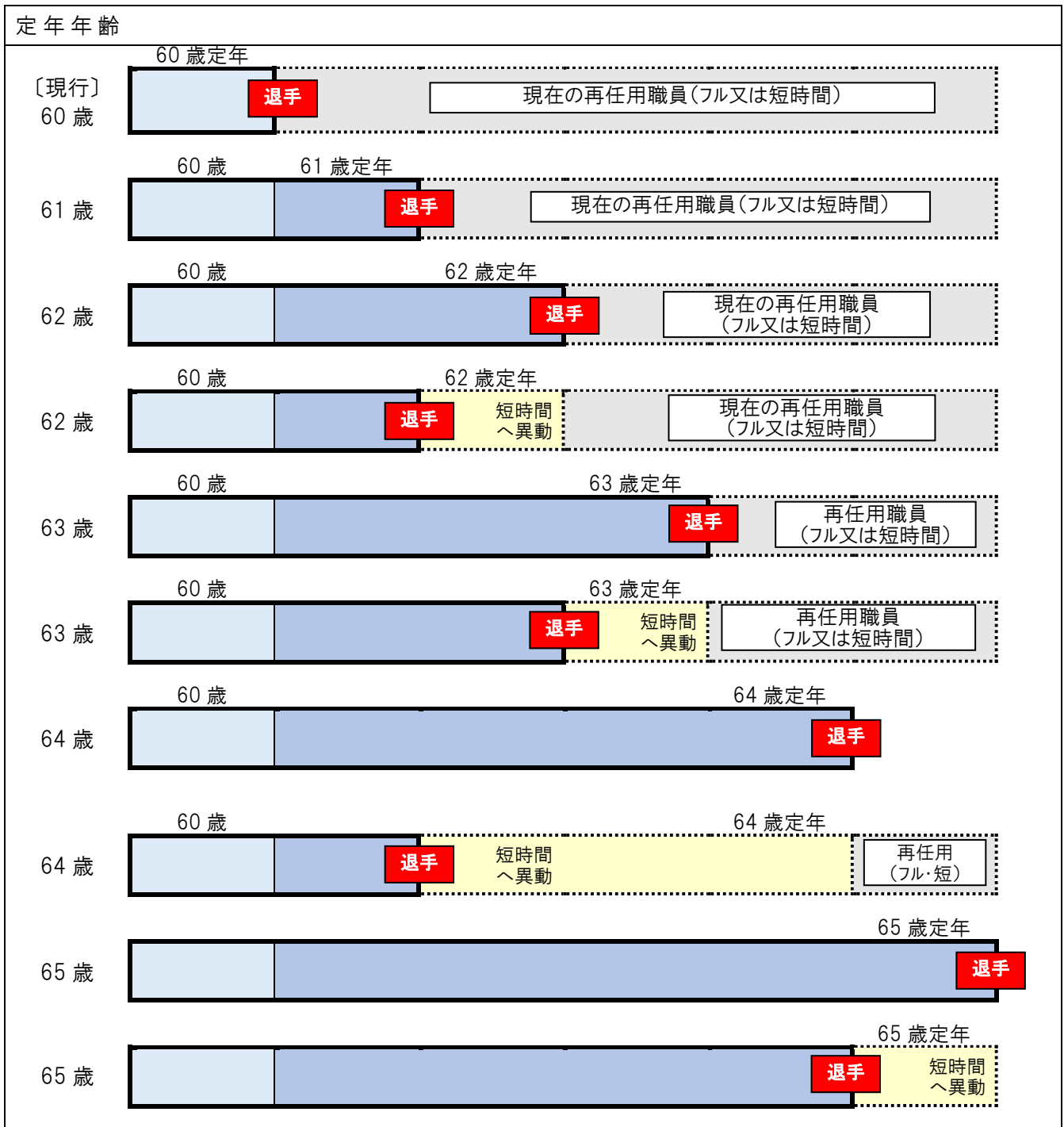
退職手当 = (A) × ① + (B) × (② - ①) + 調整額

(A) 400,100 円 × ① 43.81695 + (B) 266,700 円 × (② 47.709 - ① 43.81695)
 + 調整額 2,016,000 円
 = 退職手当 20,585,171 円

※ 定年退職の場合、勤続 35 年以上の支給率は 47.709(最高率)

①と②の支給率が同じである場合、60歳時点と65歳時点の退職手当は同額となる。

【定年年齢と退職手当の支給時期の(例)】



【勸奨退職制度による退職手当】

勸奨退職による割増の対象となる年齢は現行のとおりであり、60歳に達した職員は割増の対象外

【算出式】 退職手当 = 基本額(退職日給料月額 × 割増率 × 支給率) + 調整額

年齢	割増率	年齢	割増率	年齢	割増率	年齢	割増率	年齢	割増率
45歳	45%	48歳	36%	51歳	27%	54歳	18%	57歳	9%
46歳	42%	49歳	33%	52歳	24%	55歳	15%	58歳	6%
47歳	39%	50歳	30%	53歳	21%	56歳	12%	59歳	3%

※退職手当の割増は、勸奨退職制度により45歳～59歳の3月31日までに退職する職員が対象